別表十七三の四付表一

₹表一 平二十三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

適格組織再編成に係る合併法人等の調整後の課 税済金額等の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度 法人名 (

被合併法人等の課税済金額又は個別課税済金額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算					
外 国	法	人の名	称		適格分割型分割・適格分社型分割・
本はる	所在	国名又は地域	道格現物出資・適格現物分配・適格事後設 適格組織再編成の日: ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		資・適格現物分配・適格事後設立 ・
本はる 店主 れ 天 た 務	所	所 在	地	被合併法人等の名称:	
		等の事業年度又 事 業 年 度		適格分割等が行われた場合の 外国法人に係る請求権勘案 直接保有株式等の移転割合	(1)のうち当該法人の課税済金額又 は個別課税済金額とみなされる金額 (1)又は((1)×(2))
			1	2	3
				%	
	•	•			
	•	•			
	•	•			
	•	•		_	
	•	•			
	:	•			
		:		_	
	•	•			
	•	•			
	\triangle	≟ L			
	合	計			
	合		法人の調整後の課税済	金額又は個別課税済金額	顔の計算
当該沒	去人		当該法人の課税済金額 又は個別課税済金額 (前期の別表十七(三の四)「23」)	当該法人の課税済金額又は個別課税済金額とみなされる金額 (3)	調整後の当該法人の課税済金額又 は 個 別 課 税 済 金 額 (4)+(5)
当該沒	去人	当該 の事業年度	当該法人の課税済金額 又は個別課税済金額	当該法人の課税済金額又は個別課 税済金額とみなされる金額	調整後の当該法人の課税済金額又 は 個 別 課 税 済 金 額
当該沒	去人	当該 の事業年度 計事業年度	当該法人の課税済金額 又は個別課税済金額 (前期の別表十七(三の四)「23」)	当該法人の課税済金額又は個別課税済金額とみなされる金額 (3)	調整後の当該法人の課税済金額又 は 個 別 課 税 済 金 額 (4)+(5)
当該沒	去人	当該 の事業年度 計事業年度	当該法人の課税済金額 又は個別課税済金額 (前期の別表十七(三の四)「23」)	当該法人の課税済金額又は個別課税済金額とみなされる金額 (3)	調整後の当該法人の課税済金額又 は 個 別 課 税 済 金 額 (4)+(5)
当該沒	去人	当該 の事業年度 計事業年度 ・ ・ ・	当該法人の課税済金額 又は個別課税済金額 (前期の別表十七(三の四)「23」)	当該法人の課税済金額又は個別課税済金額とみなされる金額 (3)	調整後の当該法人の課税済金額又 は 個 別 課 税 済 金 額 (4)+(5)
当該沒	去人	当該 の事業年度 計事業年度	当該法人の課税済金額 又は個別課税済金額 (前期の別表十七(三の四)「23」)	当該法人の課税済金額又は個別課税済金額とみなされる金額 (3)	調整後の当該法人の課税済金額又 は 個 別 課 税 済 金 額 (4)+(5)
当該沒	去人	当該 の事業年度 計事業年度 ・ ・ ・	当該法人の課税済金額 又は個別課税済金額 (前期の別表十七(三の四)「23」)	当該法人の課税済金額又は個別課税済金額とみなされる金額 (3)	調整後の当該法人の課税済金額又 は 個 別 課 税 済 金 額 (4)+(5)
当該沒	去人	当該 の事業年度 計事業年度 ・ ・ ・	当該法人の課税済金額 又は個別課税済金額 (前期の別表十七(三の四)「23」)	当該法人の課税済金額又は個別課税済金額とみなされる金額 (3)	調整後の当該法人の課税済金額又 は 個 別 課 税 済 金 額 (4)+(5)
当該沒	去人	当該 の事業年度 計事業年度 ・ ・ ・	当該法人の課税済金額 又は個別課税済金額 (前期の別表十七(三の四)「23」)	当該法人の課税済金額又は個別課税済金額とみなされる金額 (3)	調整後の当該法人の課税済金額又 は 個 別 課 税 済 金 額 (4)+(5)
当該沒	去人	当該 の事業年度 計事業年度 ・ ・ ・	当該法人の課税済金額 又は個別課税済金額 (前期の別表十七(三の四)「23」)	当該法人の課税済金額又は個別課税済金額とみなされる金額 (3)	調整後の当該法人の課税済金額又 は 個 別 課 税 済 金 額 (4)+(5)
当該沒	去人	当該 の 事業 年 度 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	当該法人の課税済金額 又は個別課税済金額 (前期の別表十七(三の四)「23」)	当該法人の課税済金額又は個別課税済金額とみなされる金額 (3)	調整後の当該法人の課税済金額又 は 個 別 課 税 済 金 額 (4)+(5)
当該沒	去人	当該 の 事業 年 度 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	当該法人の課税済金額 又は個別課税済金額 (前期の別表十七(三の四)「23」)	当該法人の課税済金額又は個別課税済金額とみなされる金額 (3)	調整後の当該法人の課税済金額又 は 個 別 課 税 済 金 額 (4)+(5)
当該は	去人	当該 の 事業 年 度 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	当該法人の課税済金額 又は個別課税済金額 (前期の別表十七(三の四)「23」)	当該法人の課税済金額又は個別課税済金額とみなされる金額 (3)	調整後の当該法人の課税済金額又 は 個 別 課 税 済 金 額 (4)+(5)

別表十七(三の四)付表一の記載の仕方

1 この明細書は、内国法人が措置法第66条の8第6項 《課税済金額とみなされる金額》の規定の適用を受ける 場合(平成22年改正前の措置法(以下「平成22年旧措置 法」といいます。)第66条の8第5項《課税済金額とみ なされる金額》の規定の適用を受ける場合を含みます。) 又は連結法人が措置法第68条の92第6項《個別課税済金 額とみなされる金額》の規定の適用を受ける場合(平成 22年旧措置法第68条の92第5項《個別課税済金額とみな される金額》の規定の適用を受ける場合を含みます。) に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人 ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法 人名」のかっこの中に記載してください。

- 2 「被合併法人等の課税済金額又は個別課税済金額1」 の欄は、次により記載します。
 - (1) 当該法人を合併法人又は被現物分配法人とする適格合併又は適格現物分配(適格現物分配にあっては、残余財産の全部の分配に限ります。以下「適格合併等」といいます。)が行われた場合には、当該適格合併等に係る被合併法人又は現物分配法人の当該適格合併等の日(当該適格合併等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日)の前日の属する事業年度又は連結事業年度の別表十七(三の四)「23」の欄の金額を記載します。
 - (2) 平成22年9月30日までの間に当該法人を分割承継法人とする適格分割型分割が行われた場合には、当該適格分割型分割に係る分割法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の別表十七(三の四)「23」の欄の金額を記載します。
 - (3) 当該法人を分割承継法人等(分割承継法人、被現物 出資法人若しくは被現物分配法人又は平成22年改正前 の法(以下「平成22年旧法」といいます。)第2条第 12号の6の2 (定義) に規定する被事後設立法人をい います。)とする適格分割等(適格分割(平成22年9 月30日までの間に行われた適格分割型分割を除きま す。)、適格現物出資若しくは適格現物分配(適格現 物分配にあっては残余財産の全部の分配を除きます。) 又は平成22年旧法第2条第12号の15に規定する適格事 後設立をいいます。以下同じ。) が行われた場合には、 当該適格分割等に係る分割法人等(分割法人、現物出 資法人若しくは現物分配法人又は平成22年旧法第2条 第12号の6に規定する事後設立法人をいいます。)の 当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日の前日 又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又 は連結事業年度の別表十七(三の四)「23」の欄の金 額を記載します。
- 3 「適格分割等が行われた場合の外国法人に係る請求権 勘案直接保有株式等の移転割合2」の欄は、措置法令第 39条の19第6項各号(課税済金額とみなされる金額)に 規定する割合又は同令第39条の119第6項各号(個別課

税済金額とみなされる金額》に規定する割合を記載します。この場合において、その割合の計算に関する明細を 別紙に記載して添付してください。

- 4 「(1)のうち当該法人の課税済金額又は 個別課税済金額とみなされる金額 3 の欄は、 (1)又は((1)×(2)) 」
- 適格合併等が行われた場合には、「又は $((1) \times (2))$ 」を消します。
- 「当該法人の課税済金額又は個別課税済金額4」の欄 (前期の別表十七(三の四)「23」) は、平成21年4月1日前に開始した特定外国子会社等の 事業年度に係る平成21年改正前の措置法第66条の8第1 項《課税済留保金額の損金算入》に規定する課税対象留 保金額若しくは課税済留保金額又は同法第68条の92第1 項《個別課税済留保金額の損金算入》に規定する個別課 税対象留保金額若しくは個別課税済留保金額のうちに、 平成21年改正法附則第44条第4項《課税済留保金額等の 引継ぎに関する経過措置)の規定により平成22年旧措置 法第66条の8第3項(特定課税対象金額の計算)に規定 する特定課税対象金額とみなされる金額(平成22年改正 法附則第90条第9項《課税済留保金額等の引継ぎに係る 経過措置》の規定により措置法第66条の8第11項第2号 イ又は口に掲げる金額とみなされる金額がある場合には、 当該金額を控除した金額) 又は平成21年改正法附則第59 条第4項(個別課税済留保金額等の引継ぎに関する経過 措置》の規定により平成22年旧措置法第68条の92第3項 《特定個別課税対象金額の計算》に規定する特定個別課 税対象金額とみなされる金額(平成22年改正法附則第119 条第9項《個別課税済留保金額等の引継ぎに係る経過措 置》の規定により措置法第68条の92第11項第2号イ又は 口に掲げる金額とみなされる金額がある場合には、当該 金額を控除した金額)がある場合にあっては、当該特定 課税対象金額とみなされる金額又は当該特定個別課税対 象金額とみなされる金額を記載します。
- 6 内国法人が措置法第66条の9の4第6項《特殊関係株 主等である内国法人に係る特定外国法人から受ける配当 等の益金不算入》において準用する同法第66条の8第6 項の規定の適用を受ける場合(平成22年旧措置法第66条 の9の4第5項《特殊関係株主等である内国法人に係る 特定外国法人から受ける配当等の益金不算入》において 準用する平成22年旧措置法第66条の8第5項の規定の適 用を受ける場合を含みます。) 又は連結法人が措置法第 68条の93の4第6項(特殊関係株主等である連結法人に 係る特定外国法人から受ける配当等の益金不算入》にお いて準用する同法第68条の92第6項の規定の適用を受け る場合(平成22年旧措置法第68条の93の4第5項(特殊 関係株主等である連結法人に係る特定外国法人から受け る配当等の益金不算入》において準用する平成22年旧措 置法第68条の92第5項の規定の適用を受ける場合を含み ます。)には、この明細書に所要の調整をして記載しま す。